

平成22年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者は、リーマンショック以降の経済不況の影響を受け本市の受給者数は、依然として増加傾向にある。

高齢化の進展により、生活保護世帯も高齢世帯が約半数を占めているが、最近では、保護に至る経過も複雑多岐にわたっており、その他世帯の急増等、新たな対応が求められている。

特に失業等による社会的基盤の喪失やその恐れのある者に対しては、従前は生活保護制度のみで対応をしていたが、新たなセーフティネットとして、平成21年10月に「住宅手当緊急特別措置事業」が創設された。そのため、この制度の活用を十分に図りながら保護の適正実施が求められているところである。

また、ホームレス問題やドメスティックバイオレンス、ひきこもりなどが深刻な社会問題としてクローズアップされており、このような状況の中で、社会的なセーフティネットである生活保護が担うべき責務がますます増大するとともに、その実施機関として、適正な判断と運営がより一層重要視されることとなる。

このような社会的要請に対応していくため、生活保護制度自体もその在り方の見直しを図られ、自立支援プログラムの導入により組織的かつマニュアル化した実施体制の構築が目指されている。同時に、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に添えていくことも強く認識していかなければならない。

平成21年度における実施方針に対する評価として次の点があげられる。

I 相談援助活動の推進

要保護者からの相談は増加の一途をたどり、面接体制の確立が急務であったが、面接員を増員したことで業務を分散させることができた。

民生委員との連携を一層強化することを目的に、定期的に各地区で開催される民生委員の会合等に参加することで有益な情報交換を行うことができた。

II 実施体制の強化

ケースワークの基本である訪問活動についても、保護世帯数の増加に伴い、ケースワーカー一人当たりが行う量も当然増加しており、なかなか思うような訪問活動ができない状況であったが、査察指導員がスケジュール管理を細かく行うことでケースワーカーの訪問に対する意識の高揚を図ることができた。

自主的内部点検において、様々な経緯があり、特に犯罪歴等のある受給者に対して的確な指導、指示ができるように警察署と連携の下、具体的な対応策について検

討を行った。

無料低額宿泊所についての対応や事務所としての方針等を定めるため、対策チームを作成し訪問の実施状況の確認や課題の抽出など定期的な会議の中で進捗状況の確認や自立に向けての具体的な方策を検討し、成果をあげることができた。

ホームレスの方については、ボランティア団体と連携し的確に情報を把握するとともに、居宅設定や無料低額宿泊所への入所支援などを継続して実施していくことができた。

Ⅲ 生活保護の適正実施

不正受給が疑われるものについては、訪問を工夫・強化するなど徹底した調査により、例えば、母子家庭における前夫の入り込みなどに対して、厳しく対処することができた。

Ⅳ 自立支援プログラムの充実

就労支援プログラムについては、女性の就労支援員を採用し、就労意欲喚起に重点を置きながら実施することで前年以上の就労プログラムへの参加、就労実績を残すことができた。

また、新たなプログラムの策定、既存のプログラムの見直しを行い、進行状況についても査察指導員が一括管理し定期的にケースワーカーに対してヒアリング等を行うことで円滑な推進ができた。

平成20年度末に導入した多重債務者等支援プログラムについては、相当数の利用者があり、特に信用情報照会システムは全国でも先進的な事例である。

Ⅴ 医療扶助・介護扶助の適正運営

退院促進個別援助プログラムの推進により、関係機関との連携を密にし、長期入院患者に対する具体的な対応ができるようになったことで介護施設やグループホームに転所させることができ、医療費の抑制を図れた。

一方、平成21年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分な機能を果たせていないと判断される。

他法他施策の活用、扶助費の算定など事務的なミスが散見された。障害者自立支援法第58条の適用の可否や障害年金の受給可否についても、組織的な対応として点検作業を行ったが依然として調査が終了していないものもあり、引き続き適正な保護の決定に努める必要がある。

法27条の取り扱いについては、昨年の指導監査により事務の改善を行ってきたところであるが、依然として一部、指導指示の内容が不明確又は実現困難な事例があった。

保護の実施体制については、平成22年度4月において3名の増員が図られたが、依然として社会福祉法で定める標準数に比して3名の不足を生じている。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分認識し、また、市民の最後のよりどころである本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成22年度の生活保護業務の実施方針（基本事項）を次のように定める。

I 相談援助活動の推進

(1) 面接体制の強化

増加する要保護者からの相談に的確に対応し、継続的・安定的相談体制を維持するため、昨年の体制をさらに充実させ専任の面接員2名とケースワーカー兼務1名の体制とする。

(2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を更に密にして、要保護者の把握及び情報収集に努める。定期的に民生委員の会合等に参加するなど顔の見える関係を構築し円滑な業務推進を図る。

(3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

要保護者に対する生活相談の中で、他法他施策の活用を十分行い得るよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

II 実施体制の強化

(1) 査察指導機能の充実

きめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努め、現業活動の掌握を常時行い、適宜必要な指示・助言が出来るよう査察指導台帳を作成し有効に活用していく。また、ケース審査の中で訪問活動の進行管理を行うとともに、ケースの実態に応じた援助方針やケース格付となっているかをチェックしていく。

(2) 保健・医療・福祉・労働・警察との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を緊密にしていく。

近年、生活保護に関する事件等が多発しており、本市においても傷害事件や恐喝事件が起き緊迫した状況にあることから、引き続き、警察との連携強化を図っていく必要がある。

(3) 現業員の確保及び資質向上

本年度、現業員3名が増員されたが、なお標準数に対して3名不足する状況のため、今年度も人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。
また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

(4) ホームレスの方への対応

ホームレスの方に対しては、定期的に市内を巡回し、無料・低額宿泊施設やボランティア団体とも連携を図りながら、自立支援を促進する。居宅設定を行った方については、その後の生活が安定できるように支援を行っていく。

Ⅲ 生活保護の適正実施

(1) 年金受給（特別支給の老齢厚生年金）及び自立支援医療の活用に係る調査実施

「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成18年9月29日付け社援保発第0929003号・社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課監査指導室長連名通知）において指摘された年金受給(特別支給の老齢厚生年金)及び自立支援医療の活用に係る調査を引き続き積極的に推進し、生活保護の適正実施に努める。

特に自立支援医療の活用については、引き続き、定期的にケースワーカーがレセプトを点検することとし、ケースワークに活用できるようにする必要がある。

(2) 扶養義務調査の徹底

扶養義務者宛名のデータ化を引き続き推進し、特に継続ケースの扶養義務者に対して扶養義務の履行を強く求めていく。また、管内に居住する扶養義務者、特に生別母子世帯の前夫及び転出した子については、直接自宅訪問し扶養を求めていく。

(3) 不正受給者への対応

不正就労をはじめ、不実の申告、母子家庭における児童扶養手当の支給要件欠如等、保護の適正実施のために法第29条調査の実施等を推進する。課税調査終了後には速やかに確認を行うなど早期の対応に努める。車両の保有や運転等については、訪問時の確認事項として注意深く行い、事実が発覚した場合には速やかに指導を行う。

(4) 訪問活動の適正な実施

ケースワークの基本である訪問活動に特に力をいれ、被保護者のニーズを的確に把握する必要がある。

(5) 不利益処分における事務手続きの適正実施

被保護者に対する法27条の適応については、指示、指導内容等が明確かつ適切であり、具体的な自立に向けての取組みを明示する必要があり、被保護者にその内容を理解させなければならないことから事務手続きの適正実施が必要である。

IV 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの強化

平成17年度より就労支援事業を実施してきたが、就労意欲のあるものについては、一定の成果をあげることができた。平成21年度から、意欲喚起を中心とした就労支援を行い意識の高揚を図ることができた。今年度は就労支援員を増員し更なるプログラムの推進を行う。

(2) 自立支援プログラムの実施、改定

各プログラムの実効性をより高めるために、引き続き問題点や矛盾点の洗い出しを行い、適宜、改定を行う。

また、平成21年度に策定した障害年金申請プログラムと養育費申請プログラムを積極的に導入することで、他法他施策の有効活用を図っていく。

さらに、ニート・ひきこもり等支援プログラムを策定し実施していく。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

(2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、効率的な事務執行を行うため、昨年度に引き続き専門能力を有する事業者へ委託し、医療扶助の適正運営に資する。また、常時、最新状態に整備された医療ファイルに基づき、被保護者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

(3) 長期入院患者の退院促進

退院促進個別援助プログラムを推進するため退院促進員を増員し、長期入院患者の退院促進を援助し、併せて年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(4) 介護扶助運営マニュアルの見直し等

介護扶助の運営を適正に進めるため、介護扶助マニュアルの適宜見直しを行っていく。

事項	年 月												備考		
	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月			
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援員の増員によりきめ細かな支援を実施する。	
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)					○	○	○	○	○	○	○			
	自立支援プログラムの有効活用		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		ニート・ひきこもり支援プログラムの策定。
	無料低額宿泊所入所者に対する支援の強化		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		無料低額宿泊所支援チームは隔月で会議を実施。
課題改善	障害者年金受給資格確認業務		○			○				○			障害年金申請プログラムにより確認を行う。		
	自立支援法医療適用確認業務			○		○			○		○		レセプトにて適用の有無を確認。		
	不正受給者対策業務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課税台帳確認だけでなく、銀行取引明細等の確認を行う。必要に応じて不正就労の疑いがある場合については、家庭訪問活動の強化をするとともに、現地調査についても実施する。	
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○										
		年金改定			○										
		課税状況調査					○								
		恩給改定・老齢福祉年金				○									
		児童扶養手当改定・除外	○				○				○				
		子ども手当認定替え			○				○				○		
	教育扶助	賞与認定・特別控除		○	○	○	○			○	○	○	○		
		教材費調査(小・中)			○					○					
		教材費支給(小・中)				○					○				
		給食費除外					○								
		給食費認定						○							
		給食費調査											○		
	一括認定	平常着・入学準備金支給											○		
		基準改定・冬季加算除外											○		
		代理納付保険料認定替え								○					
	住宅扶助	冬季加算認定								○					
		公営住宅家賃認定替え											○		
	病状調査	長期入院患者病状調査				○			○	○	○	○	○	退院促進員の増員によりきめ細かな支援を実施する。	
	レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ケース棚卸										○	○			
	ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	事務指導監査									○					
	統計				○	○									
研究会・	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月末に開催。他法他施策についての研修及び具体的な事務の取組みについて検討を行う。		
研修	民生委員との定例意見交換会		○						○				民生委員の代表(25名)との連絡調整会議。		
	小田原警察署管内福祉事務所意見交換会					○							不当要求など窓口でのトラブルに対する対応等について研修を行う。		
	新任職員研修 総括・医療・介護扶助研修		○												
	嘱託医研修											○		一般・精神と隔年で具体的なケース事例に基づき研修を行う。	
	外部講師研修(適正化対策事業)											○			
外部研修	全国研修会(ケースワーカー)				○										
	県新任地区担当員研究協議会				○										